

IV 住まいについての相談等のご案内

1 ねりまマンションセミナー“未来塾”〔区〕

区内の分譲マンションの管理・運営、修繕、建替えなどに関する情報提供や管理組合同士の交流を図るために、年3回、セミナー形式による勉強会を開催しています。

管理組合役員の方や区分所有者の皆様、ぜひご参加ください。

各回とも詳細が決まりましたら、「ねりま区報」や区ホームページでお知らせします。

お問合せ：練馬区 建築・開発担当部 住宅課 管理係 5984-1289

ホームページ：

https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/takuchi/mansyon_sisaku/miraijuku.html

2 分譲マンション管理運営無料相談〔区〕

分譲マンションの管理運営や修繕計画などに関する相談窓口を設けています。

区内のマンション管理士等の協力を得て、原則毎月第1・第3木曜日（祝休日を除く）に区役所内会議室で無料相談を実施しています。

相談は予約制です。電話またはメールにて相談日の1週間前まで（1週間前が休日の場合は、その直前の平日）にお申し込みください。

お問合せ：練馬区 建築・開発担当部 住宅課 管理係 5984-1289

メールアドレス JUTAKUKA@city.nerima.tokyo.jp

ホームページ：

https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/takuchi/mansyon_sisaku/

なお、東京都では「東京のマンションの相談窓口」のパンフレットや「マンション管理ガイドブック」等の資料を作成しています。

お問合せ：

東京のマンション施策について：

東京都 住宅政策本部 住宅企画部 マンション課 5320-5004

ホームページ：マンションポータルサイト <http://www.mansion-tokyo.jp/>

3 分譲マンションアドバイザー制度利用助成（区）

分譲マンションの適切な維持管理の促進と円滑な改修・建替えを支援するため、マンション管理組合が、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターの「マンション管理アドバイザー制度」または「マンション建替え・改修アドバイザー制度」を利用した場合に、その費用を助成します。

※ アドバイザー派遣の申込みをする前に、住宅課にご相談ください。

★ 分譲マンション管理組合登録制度

マンションの建物や管理の状況等を登録した管理組合に対して、分譲マンションに関する制度改正等の最新情報や、未来塾等の情報提供（電子メール・郵送等）を行います。

助成金の交付を受けるためには、登録が必要です。

★ アドバイザー制度利用助成

○ 助成対象

練馬区に登録をした分譲マンションの管理組合（管理組合を組織する予定の区分所有者団体を含む。）

○ 助成回数

同一管理組合において年度内にいずれか

①マンション管理アドバイザー制度 …… 1回まで

②マンション建替え・改修アドバイザー制度 …… 1回まで

○ 派遣主体 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

★ 助成金の額（アドバイザー派遣料の全額）

アドバイザー制度	コース	派遣料
マンション管理アドバイザー制度	Aコース（講座編）	16,500円
	Bコース（相談編）	25,300円
マンション建替え・改修アドバイザー制度 ※AオプションはAコースと合わせての利用となります。	Aコース（入門編）	16,500円
	Aオプション	8,800円

※ テキスト代およびキャンセル料等は対象外

お問合せ：練馬区 建築・開発担当部 住宅課 管理係 5984-1289

ホームページ：

https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/takuchi/mansyon_sisaku/adviser.html

お問合せ：公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

5989-1453

ホームページ：<https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/machi/kanri-adviser.html>

4 マンションの建替え・敷地売却等に関する相談サービス 〔(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター〕

マンションの建替えやマンション敷地売却等について、電話相談と専門家相談を行っています。

お問合せ：公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター
(住まいのダイヤル) 0570-016-100
ホームページ： <http://www.chord.or.jp/news/6886.html>

5 区民相談〔区〕

専門家による住まいに関する相談を下記の日程で実施しています。相談には予約が必要です。相談希望日の一週間前の午前9時から、電話等でお申し込みください。

相 談	内 容 (相談員)	場 所	曜 日	相 談 時 間
★ 不動産取引事前相談	不動産取引の紛争等の未然防止 (宅地建物取引士)	練馬	火	13～16時 50分以内
		石神井	水	
★ 表示登記(調査・測量)相談	土地建物の調査測量など(土地家屋調査士)	練馬	第1・3木	13～16時 50分以内
		石神井	第1月	
★ 権利登記・供託相談	不動産の権利登記など(司法書士)	練馬	第2・4木	13～16時 30分以内
		石神井	第4月	
★ 法律相談	借地・借家、相続などの法律問題(弁護士)	練馬	月・水・金	13～16時 30分以内
		石神井	火・木	
		男女	土	

「練馬」は練馬区区民相談所、「石神井」は石神井庁舎区民相談室、「男女」は男女共同参画センターえーる

お問合せ：練馬区区民相談所(練馬区役所東庁舎5階) 5984-4523
石神井庁舎区民相談室(石神井庁舎2階) 3995-1100
男女共同参画センターえーる 3996-9050
ホームページ：
<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/iken/kakushusodan/kuminsodan/index.html>

6 あんしん住宅リフォーム相談窓口

〔(公財) 東京都防災・建築まちづくりセンター〕

住宅リフォームに関するトラブルを防ぐ観点から、リフォームを行う場合の技術的な留意点、契約の仕方、工事中の注意点などについて、相談（電話または面接）ができます。予約制です。詳細はお問合せください。

お問合せ：公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

あんしん住宅リフォーム相談窓口

5989-1686

ホームページ：<https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/sumai/20050725.html>

7 住まいるダイヤル

〔(公財) 住宅リフォーム・紛争処理支援センター〕

「住宅品質確保法」等法律に基づき、消費者の利益の保護と住宅に係る紛争の解決を図ることを目的とする法人です。

リフォーム工事に関する電話相談（見積書チェックサービス・無料）や無料専門家相談等を行っています。

お問合せ：公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

（住まいるダイヤル）0570-016-100

ホームページ：<http://www.chord.or.jp/>

8 不動産取引に関する相談〔都〕

消費者の方からの相談に応じるため、不動産業課内に不動産相談窓口を設け、苦情や相談を受けています。

★ 賃貸住宅に関する相談、不動産取引の事前相談

賃貸ホットライン 電話 5320-4958（直通）

★ 不動産取引のうち宅地建物取引業法に関する相談

指導相談担当 電話 5320-5071（直通）

お問合せ：東京都 住宅政策本部 民間住宅部 不動産業課 5320-5071

ホームページ

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/300soudan.htm